

(別表)

農 薬 名	水濁指針値 (m g / L)
(殺虫剤)	
ダイアジノン	0. 0 5
チオジカルブ	0. 8
トリクロルホン (D E P)	0. 0 5
ペルメトリン	1
ベンスルタップ [®]	0. 9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	0. 0 6 (イミノクタジンとして)
シプロコナゾール	0. 3
チウラム (チラム)	0. 2
チオファネートメチル	3
トルクロホスマチル	2
バリダマイシン	1. 2
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0. 2
(除草剤)	
シクロスルファムロン	0. 8
シマジン (C A T)	0. 0 3
トリクロピル	0. 0 6
ナプロパミド	0. 3
フラザスルフロン	0. 3
M C P A イソプロピルアミン塩及びM C P A ナト	0. 0 5 1
リウム塩	(M C P A として)

注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{\text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADI の } 10\% \text{ 配分}) / 2(\text{L/人/日})\} \times 10$$

注2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を10倍した値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、環境省のホームページ (https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、隨時確認すること。